

# NEWS RELEASE



T&Dフィナンシャル生命

2020年8月6日

各位

円ならではの安心感で「ふやしてのこす」と「そなえる」  
『生涯プレミアムジャパン5』の販売開始

無配当終身保険（積立利率更改・Ⅲ型）

生涯プレミアム ジャパン 5  
PREMIUM JAPAN

T&D保険グループのT&Dフィナンシャル生命保険株式会社（社長：板坂 雅文、以下「当社」）は、『無配当終身保険（積立利率更改・Ⅲ型）／販売名称「生涯プレミアムジャパン5」』を開発し、2020年9月1日より販売開始いたします。

「生涯プレミアムジャパン」シリーズは、「ご自身でつかうお金」と「ご家族にのこすお金」を準備できる円建の終身保険です。

今般、介護や認知症に対する保障意識の高まりを受けて、これまでの介護認知症年金支払移行特約に加え、公的介護保険制度「要介護4以上」に認定または「所定の認知症」と診断確定された場合に死亡保険金を前払いする「介護認知症前払特約」を新設しました。

また、これまでご負担いただいていた初期費用を不要とするとともに、「高額割引制度」の取扱いを開始する等、より幅広いお客さまニーズに応えられよう商品内容をリニューアルしました。

今後も引き続き、お客さまの視点に立ち、お客さまにとって魅力的な商品・サービスの提供に努めてまいります。

## 「生涯プレミアムジャパン5」のポイント

### Point 1 軽度から重度までの介護・認知症に備えられます

介護認知症年金支払移行特約

介護認知症前払特約

- ▶ 「介護認知症年金支払移行特約」の付加により、公的介護保険制度「要介護1以上」に認定または「所定の認知症<sup>\*1</sup>」と診断確定された場合、解約払戻金をもとに、死亡保障に代えて介護認知症年金を生涯にわたりお受取いただくことも可能です。
- ▶ 「介護認知症前払特約」の付加により、公的介護保険制度の「要介護4以上」に認定または「所定の認知症<sup>\*2</sup>」と診断確定された場合、死亡保険金額<sup>\*3</sup>の全部または一部を原資として介護認知症前払保険金を受け取れます。

\*1、2 所定の認知症についての詳細は次頁をご参照ください。

\*3 累積追加額がある場合には、その金額を除きます。

### Point 2 契約時に初期費用のご負担がありません

- ▶ これまで契約時にお客さまにご負担いただいていた初期費用をなくしました。  
なお、ご契約時の基本保険金額は一時払保険料と同額になります。

### Point 3 高額割引制度により、高い積立利率が適用されます

- ▶ 基本保険金額2,000万円以上\*の場合、高額割引制度により高い積立利率が適用され、追加額・定期支払金額を充実させることができます。

\* 基本保険金額が2,000万円以上のご契約を、2,000万円未満に減額（特約による保険金請求の場合を除く）した場合、減額後の積立利率はご契約時より低くなります。

本件に関するお問い合わせ先

T&Dフィナンシャル生命保険株式会社

企画部 広報課

東京都港区芝浦1-1-1 〒105-0023

電話：03-6745-6808

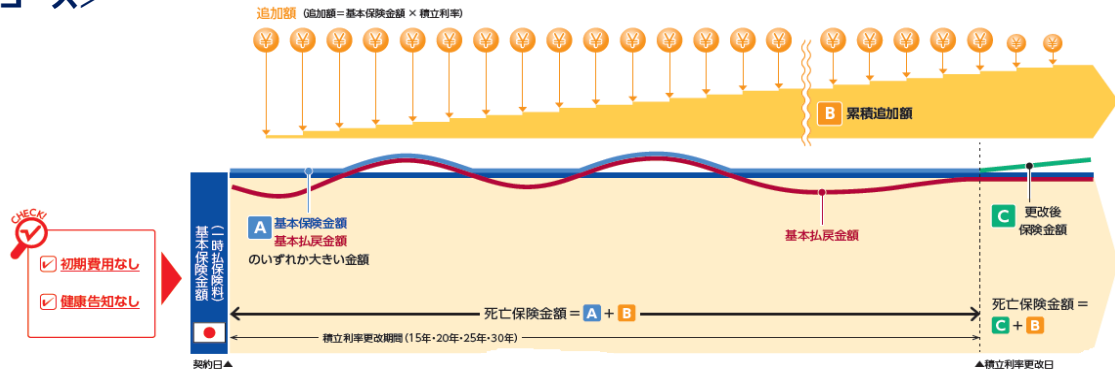
さあ、保険の新次元へ。

T&D 保険グループ

**仕組図 (イメージ)**

仕組図 (イメージ) は、減額等があった場合を想定しておらず、将来の死亡保険金額等を保証するものではありません。

**<積立コース>**



**●毎年、円で定期支払金を受け取りながら、生涯の死亡保障を確保する「定期支払コース」もあります。**

- ※基本保険金額 2,000 万円以上\*の場合は、高額割引制度により高い積立利率が適用され、追加額・定期支払金額を充実させることができます。
- \* 基本保険金額が 2,000 万円以上のご契約を、2,000 万円未満に減額 (特約による保険金請求の場合を除く) した場合、減額後の積立利率はご契約時より低くなります。

**介護認知症年金支払移行特約**

**軽度**の介護・認知症でも受け取れる

支払要件	支払われる年金
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公的介護保険制度の<b>要介護1</b>以上に認定</li> <li>● <b>所定の認知症*1</b>と診断確定</li> </ul>	<b>介護認知症年金 (一括受取も可)</b> (解約払戻金の全部が原資)

所定の認知症\*1 ● 医師により器質性認知症と診断確定され、**器質性認知症**を原因として、意識障害がないにも関わらず**見当識障害**がある状態。

【イメージ】



長期にわたる介護・療養でも  
**資金が底をつかない**  
 ので安心!

<ご参考>

- 介護・認知症状態の進行にあわせた活用方法
- 終身年金** 日々のデイサービス、配食サービスの費用等に活用できます。
- 一括受取** リフォームなど大きな出費に活用できます。

**New!!**

**介護認知症前払特約**

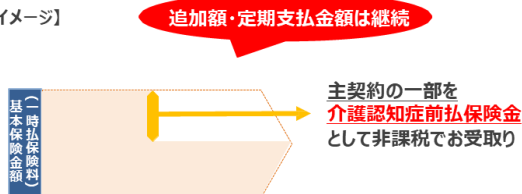
**重度**の介護・認知症の時には非課税で受け取れる

支払要件	支払われる保険金
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公的介護保険制度の<b>要介護4</b>以上に認定</li> <li>● <b>所定の認知症*2</b>と診断確定</li> </ul>	<b>介護認知症前払保険金</b> (死亡保険金の全部または一部が原資)

所定の認知症\*2 ● 医師により器質性認知症と診断確定され、**器質性認知症**を原因として、意識障害がないにも関わらず**見当識障害**がある状態。  
 ● 認知症高齢者の日常生活自立度判定基準に基づく**認知の程度がIVまたはM**と医師が判断した場合。

- 認知の程度 IVとは 日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする状態。
- 認知の程度 Mとは 著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする状態。

【イメージ】



追加額・  
**定期支払金額はそのまま**  
 介護・認知症に備えながら、  
 のご予お金を準備!

<ご参考>

- 介護・認知症状態の進行にあわせた活用方法
- 全部受取** 施設の入居一時金など大きな出費に活用できます。
- 一部受取** 希望の金額を使い道に応じて活用できます。

※ 税制については、2020年5月現在の内容について記載しておりますが、今後変更される可能性があります。

**指定代理請求特約**

ご自身で請求できない場合、**指定代理請求人の口座に介護認知症前払保険金や介護認知症年金 (一括受取も可) を振り込む**ことができます。

※仕組図について、くわしくは「契約締結前交付書面 (契約概要/注意喚起情報) 兼商品パンフレット」をご覧ください。

I 「生涯プレミアムジャパン5」の取扱い				
契約年齢 (被保険者の契約日の満年齢)	40～69歳	70～79歳	80～84歳	85～90歳
積立利率更改日	契約日から 30年後の 契約応当日	契約日から 25年後の 契約応当日	契約日から 20年後の 契約応当日	契約日から 15年後の 契約応当日
基本保険金額（一時払保険料）	300万円以上、9億円以下（1,000円単位）*1			
保険料払込方法	一時払			
保険期間	終身			
積立利率の設定時期	毎月2回（1日・16日）			
指 標 金 利	契約日から 積立利率更改日の前日	日本国債 20 年利回り	日本国債 10 年利回り	
	積立利率更改日以後	日本国債 5 年利回り		
追加額	毎年の契約応当日前日の基本保険金額 × 積立利率			
適用される積立利率	契約日から 積立利率更改日の前日まで	契約日の積立利率		
	積立利率更改日以後	積立利率更改日の積立利率		
累積追加額*2	毎年の契約応当日に加算される追加額および契約日または積立利率更改日における当社所定の率を用いて経過年月数により計算した額			
死亡保険金額	契約日から 積立利率更改日の前日まで	基本保険金額・基本払戻金額のいずれか大きい金額 + 累積追加額*2		
	積立利率更改日以後	更改後保険金額 + 累積追加額*2		
更改後保険金額	基本保険金額に年率0.1%の利率を適用して、経過年月日数により計算した額			
解約払戻金額	基本払戻金額 + 累積追加額*2			
基本払戻金額	契約日から 積立利率更改日の前日まで	基本保険金額 × (1 - 市場価格調整率 - 解約控除率)		
	積立利率更改日以後	基本保険金額と同額		
付加できる特約	定期支払特約、介護認知症前払特約、介護認知症年金支払移行特約、年金支払移行特約（I型）、新遺族年金支払特約、指定代理請求特約、リビング・ニーズ特約			
クーリング・オフ	本商品は、クーリング・オフ制度（お申込みの撤回またはご契約の解除）の対象商品			

\*1 同一の被保険者について、この保険（既に参加されているこの保険を含みます）と当社所定の他の保険を通算して20億円を超えることはできません。

\*2 定期支払コース（定期支払特約付加）の場合、累積追加額は常に0となります。

※ この保険は金融情勢等によっては、一部または複数の契約年齢において、お取扱を一時休止する場合があります。

## II 「生涯プレミアムジャパン5」の諸費用・リスク

◇この保険に係わる費用はつぎの合計となります。

	項目	費用																										
契約締結時	ご契約の締結に必要な費用	ご契約時にご負担いただく費用はありません。																										
保険期間中	ご契約の維持等に必要な費用	積立利率は、「ご契約の維持等に必要な費用」、「死亡保険金に関する費用」を控除したうえで定めております。 したがって、保険期間中に新たにご負担いただく費用はありません。																										
解約または減額をした場合	解約または減額をした場合に必要費用	<p>契約日から10年未満で解約または減額される際には、経過年数に応じてつぎの解約控除率（下表）がかかります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>経過年数</th> <th>1年未満</th> <th>1年以上 2年未満</th> <th>2年以上 3年未満</th> <th>3年以上 4年未満</th> <th>4年以上 5年未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>解約控除率</td> <td>3.0%</td> <td>2.7%</td> <td>2.4%</td> <td>2.1%</td> <td>1.8%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>経過年数</th> <th>5年以上 6年未満</th> <th>6年以上 7年未満</th> <th>7年以上 8年未満</th> <th>8年以上 9年未満</th> <th>9年以上 10年未満</th> <th>10年 以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>解約控除率</td> <td>1.5%</td> <td>1.2%</td> <td>0.9%</td> <td>0.6%</td> <td>0.3%</td> <td>0.0%</td> </tr> </tbody> </table>	経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	解約控除率	3.0%	2.7%	2.4%	2.1%	1.8%	経過年数	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年 以上	解約控除率	1.5%	1.2%	0.9%	0.6%	0.3%	0.0%
経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満																							
解約控除率	3.0%	2.7%	2.4%	2.1%	1.8%																							
経過年数	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年 以上																						
解約控除率	1.5%	1.2%	0.9%	0.6%	0.3%	0.0%																						
介護認知症前払特約、リビング・ニーズ特約により保険金をお受取りになる場合	保険金の支払をした場合に必要費用	請求日における被保険者の年齢および性別に応じて会社の定める方法により計算した金額または所定の期間に応じた利息を差し引きます。																										
年金支払移行特約（I型）、新遺族年金支払特約、介護認知症年金支払移行特約により年金をお受取りになる場合	年金の支払管理等に必要費用	年金額に対して1.0%の範囲内で定める率（*）																										

（\*）年金の支払管理等に必要費用は、年金支払開始日に1.0%の範囲内で毎年の費用を当社が定めます。  
なお、年金の支払管理等に必要費用は年金支払開始日に定める率を用いるため、ご契約時には定まっておりません。  
また、年金の支払管理等に必要費用は将来変更される可能性があります。

◇この保険のリスクについて

■ **解約払戻金額はお払込保険料を下回る可能性があります。**

- この保険は、対象となる指標金利に応じた運用資産の価格変動の影響を死亡保険金額や解約払戻金額に反映させる仕組みの終身保険（生命保険）です。
- 解約払戻金額は、対象となる指標金利の変動および解約控除率の適用により、**一時払保険料を下回る可能性があります。**

以上

本資料はニュースリリースであり、保険の募集を目的としておりません。  
この保険のご検討・ご契約にあたっては、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼商品パンフレット」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

※本資料では「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」に記載されている「確定保険金額」を「累積追加額」として、「第1積立利率適用期間」を「積立利率更改期間」として記載しております。

※本資料では追加額を累積追加額に加算するご契約を「積立コース」、定期支払特約を付加して定期支払金額を毎年お受取りいただくご契約を「定期支払コース」として記載しております。